

告示

埼玉県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 慈真会 相原医院	鴻巣市関新田一九〇―一	令和六年五月十日
医療法人社団エーオ ―デイー 落合歯科 医院	秩父市相生町八―九	令和六年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		辞退年月日
		名称	所在地	
高橋 佑太		東 マッサージレイ ス治療院 練馬 ―六ア―バン プレス一 号館 一〇一 号室	東京都練馬区北町七―一二	令和六年四月 二十二日